

従来モデル vs 新モデル

●従来モデルの課題

従来モデルは差押え中心に滞納回収を試みるものですが、財産が見つからないなど、「取れない層」へのアプローチが不足しています。

●新モデルの分類対応

新モデルは被保険者を4つの実態に分類し、それぞれに最適な対応策を実施することします。

●対応の具体例

①保険料を適切に支払うことができる人に対しては徴収を徹底し、②支払いが困難な人に対しては減免や福祉的支援などを行い、③無資産者に対しては執行停止、そして④未申告者には執行停止とともに税申告勧奨を促進します。

●効果と認識転換

多様な対応を組み合わせ、収納の各制度が補完し合うことで収納率改善と職員の意識変革につなげます。



施策の方向性

●支払い能力のある人への対応

支払い可能な被保険者には確実な徴収と法的手段での対応を徹底します。

●支払い困難者への支援

減免措置や福祉制度と連携し、負担軽減と生活安定を図ります。

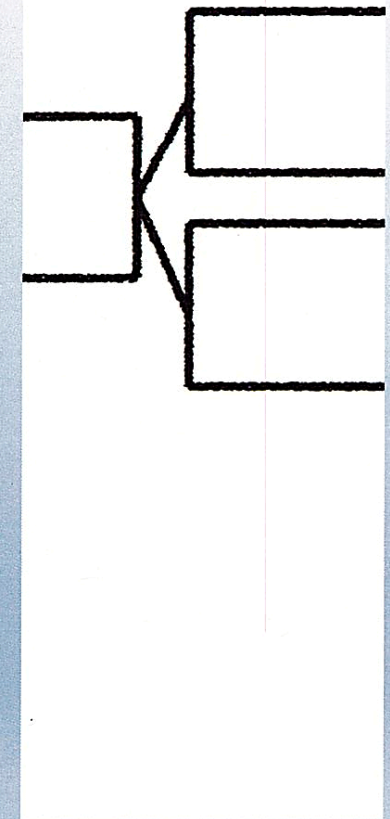
●回収不能者への処理

調査に基づき、無資産者は速やかな執行停止を行います。

●未申告者への対応

申告勧奨と軽減措置の適用で制度参加の促進を図ります。また、本人からヒアリング等を行うなど執行停止に向けた施策を実施します。

(※)具体的に、未申告者についてはまず所得申告を求め、支払いが困難な者については弁護士相談を活用するなどによって収入状況や生活実態等を把握した上で、執行停止や職権で軽減適用するなどの施策が考えられます。





The 44th OSAKA MACHINAMI AWARD

茨木市文化・子育て複合施設 おにクル

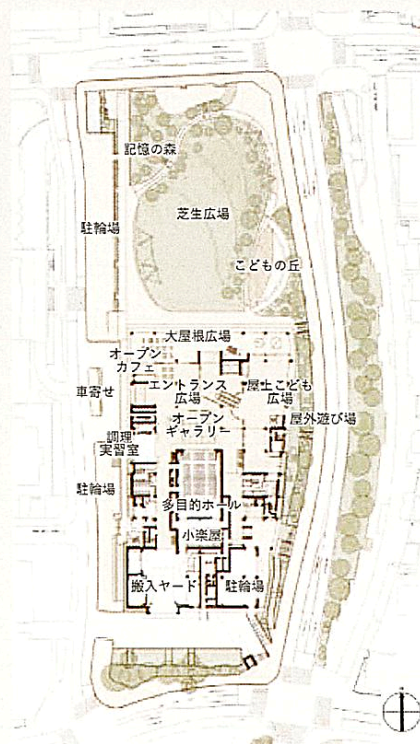


撮影者：Nacasa & Partners Inc.



撮影者：Nacasa & Partners Inc.

- ・ 建築位置：茨木市駅前 3-9-45
- ・ 完成年月：2023 年 10 月
- ・ 主 用 途：市民センター・図書館・劇場・子育て支援施設
- ・ 建 築 主：茨木市
- ・ 設 計 者：伊東豊雄建築設計事務所・竹中工務店共同企業体
- ・ 施 工 者：㈱竹中工務店



【講評】

茨木市の中心部で、周辺に公共施設が集まる地域に新たに生まれたこの施設は、前面広場にも、室内にも、緑ある各階のテラスにも、いつも世代を超えて人々が溢れる、魅力的な空間となっている。充実した立体的な変化をつける緑化計画と、壁面、テラスなどにポイントとなるアート作品の設置が、さらに施設の魅力を高める。この施設が、周辺の道路や広場空間の将来の魅力づくりの布石になるに違いない。

(審査委員長 藤本英子)

議会提出用参考資料 | 配布チラシ・公式情報に基づく再構成

TOKYO DIVERS PROJECT 2026

誰もが安心して外出できる街を、麻布台から。



公式サイト掲載イメージ（配布チラシにも使用されている画像）

主催	Divers Project
共催	東京大学 / 麻布台商店会 / ハタプロ / CIC Japan
協力	マックス / カワムラサイクル / MindX / パスロジ / bioism / だれモビ
後援	国土交通省 / 港区 / 福岡県 / 福岡県未来ITイニシアティブ / 麻布台商店街Living Lab

出典：麻布台商店会「TOKYO DIVERS PROJECT 2026」 <https://azabudai.tokyo/DiversProject/>（2026年10月6日閲覧）

画像出典：<https://azabudai.tokyo/DiversProject/assets/tdp-daytime-team.png>

参照資料：配布チラシ（提供画像）。公式画像と記載情報を用いて再構成。作成日：2026年10月6日。

開催日

2026年10月4日（日）

時間（公式ページ記載）

13:00～19:00

開催地域

六本木一丁目駅周辺を起点に、
麻布台・神谷町・虎ノ門周辺

取り組みの内容

車いす・パーソナルモビリティなどの視点から、
街の通りやすさを確かめるフィールドワーク。
気づきを記録し、バリアフリールート情報や
街の改善提案につなげる。

配布チラシでの名称

第31回 DiversMapルート集め街歩き

時刻の相違：配布チラシは10:30～18:30、閲覧時の公式ページは13:00～19:00と記載。
実際の実施時刻は本資料では確認していないため、両資料の記載の違いを明示した。

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、内部統制に関する方針の策定等、監査制度の充実強化、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等を行うとともに、地方独立行政法人について、その業務への窓口関連業務等の追加及び適正な業務を確保するための規定の整備を行う等の措置を講ずる。

1. 地方自治法等の一部改正

① 内部統制に関する方針の策定等

- ・ 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備（その他の市町村長は努力義務）
- ・ 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、議会に提出

② 監査制度の充実強化

- ・ 監査委員が監査等を行うに当たっては、監査基準に従うこととし、監査基準は、各地方公共団体の監査委員が定め、公表
（監査基準の策定について、国が指針を示し必要な助言を実施）
- ・ そのほか、監査制度について以下の見直しを実施
勧告制度の創設・議選監査委員の選任の義務付けの緩和^(※)・監査専門委員の創設^(※)
条例により包括外部監査を実施する地方公共団体の実施頻度の緩和^(※)等

③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備

- ・ 地方公共団体の長等は、決算不認定の場合に、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告・公表

④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

- ・ 条例において、長や職員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることを可能に
（条例で定める場合の免責に関する参酌基準及び責任の下限額は国が設定）
- ・ 議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に関する損害賠償請求権等の放棄に関する議決をしようとするときは、監査委員からの意見を聴取

2. 地方独立行政法人法の一部改正

① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加

- ・ 地方独立行政法人の業務に「申請等関係事務の処理」（転入届、住民票の写しの交付請求の受理等のいわゆる窓口関連業務）を追加

② 地方独立行政法人における適正な業務の確保（国の独立行政法人制度改革（平成26年度）を踏まえた改正）

- ・ 地方独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項の業務方法書への記載の義務付け等を実施

3. 施行期日

- ・ 1. は平成32年4月1日（②の一部及び③は平成30年4月1日）
〔④は各地方公共団体が定める条例の施行の日以後の長や職員等の行為に基づく損害賠償責任について適用〕
- ・ 2. は平成30年4月1日（②の一部は平成32年4月1日）

地方自治法等の一部を改正する法律の概要

改正の背景

第31次地方制度調査会

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」
(平成28年3月16日総理手交)

(1) ガバナンスのあり方

- ・ 人口減少社会において、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる

➡ 長、監査委員等、議会、住民が、役割分担の方向性を共有しながら、それぞれが有する強みを活かして事務の適正性を確保することが重要

(2) 外部資源の活用による行政サービスの提供

- ・ 人口減少社会において資源が限られる中では、地方公共団体間の事務の共同処理の仕組みの他に、外部資源を活用することも重要

➡ 窓口業務のように、公権力の行使にわたるものを含めた包括的な業務について、地方独立行政法人の活用を制度上可能とすることも、選択肢の一つ

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）

(1) 地方自治法等の改正

- ① 内部統制に関する方針の策定等
- ② 監査制度の充実強化
- ③ 決算不認定の場合における長から議会等への報告規定の整備
- ④ 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

(2) 地方独立行政法人法の改正

- ① 地方独立行政法人の業務への窓口関連業務等の追加
- ② 地方独立行政法人における適正な業務の確保

資料7 (第 193 回国会 衆議院 総務委員会 第 18 号 平成 29 年 5 月 16 日
議事録より引用)

○土屋 (正) 委員

おはようございます。自由民主党の土屋正忠であります。

このたび政府提出の、地方自治法の一部を改正する法律案について質問をいたします。・・・<略>・・・そういうことも含めて、今回、ガイドラインを出すということについては大変結構なことだと思っております。

具体的にどんなぐあいなのかということになりますが、**監査委員のあり方**であります
が、都道府県では四、五名、市区町村では二名程度の監査委員がいるわけですが、
どちらかというと、**市区町村などにおいては、第一会派が議長をとり、第二会派
が副議長をとる、そして第三会派が監査委員を割り当てられるという、言ってみれば
処遇的な要素があって、監査機能に特化して適任者が選ばれるということがなかなか
議選の場合にはない**わけであります。

では、代表監査委員と言われている学識経験者の問題はどうかというと、大体十万人サイズの町だとフルタイムの代表監査委員がいることが多いわけですが、しかし、これは行政のOBが圧倒的に多いわけですが。したがって、率直に言いますと、わかりやすい言い方をすると、一期四年の監査委員をもう一期ぐらいやりたいと思っている監査委員は、なかなか辛口のことを行政に指摘したり提案したりすることは心理的にも難しいということになるだろうと思います。

議選の監査委員が比較的議会内の会派割り当てみたいな実情で選ばれてくる、片っ方の代表監査委員もそういった、行政を常に意識しながら監査する、こういうことでありますから、なかなか独立した形の、例えば国でいう会計検査院のような役割は到底果たし得ていないわけであります。

でありますからして、監査委員の独立性を高め、さらに機能を充実強化するという方向に行くことについては全く異議がないわけであります。

さらにまた、監査の事務体制を考えてみても・・・<以下略>・・・。

○安田政府参考人 お答えいたします。

今回の改正法案におきましては、監査委員と議会のチェック機能における役割分担を純化する観点から、議選監査委員を選任しないとすることができるということにしております。

また、監査委員の独立性を確保しつつ専門性を高める観点から、・・・<以下略>・・・。

(石渡ゆきこ事務所作成)

資料8 (第193回国会 衆議院 総務委員会 第18号 平成29年5月16日
議事録より引用)

○黄川田(徹)委員

大臣お話しのとおり、監査は、監査委員の監査と、外部監査人、外部監査と、二つがある。それから、首長部局あるいはまた議会とかありますけれども、同じような形で、独立した機関としてある程度位置づけられておるということでもありますね。

・・・<略>・・・

それから、これまた土屋先生がお話しのとおり、**議会選出の監査委員でありますけれども、地方議会では、議長、副議長、監査委員と、何か地方議会の三役みたいな形で、たびたび名誉職じゃないのかという指摘も受けているところである。**その部分にこの改正案もあるみたいでありますけれども、その意味かどうかは別にして。

それから、事務局の独立性なのでありますけれども・・・<略>・・・ その上で、今般の総務大臣の指針、制度設計なのでありますけれども、具体的にその内容をどのように考えておるのか、お尋ねいたします。

○安田政府参考人 お答えいたします。

監査基準についてのお尋ねでございますけれども、**現行の監査制度におきましては、御指摘ございましたように、監査に関する共通認識が確立されておらず、どのような観点で監査を行うか、監査、審査結果に何を記載するかなどについて統一的な考え方がないということがございますので、監査委員の個人任せの監査となっている、あるいは住民から見て客観的に評価することができない、こういった課題が指摘**されているわけでございます。

今回の改正では、監査委員は監査基準に従って監査を行わなければならないというふうにしているところでございます。そしてまた、その監査基準を定めるに当たりましては、監査の質を高めるために、監査に関する統一的な考え方としての指針を総務大臣が示し、これに関連して必要な助言を行うということを明確にすることにいたしているところでございます。